

## 遺留分減殺請求事件について

### 事案の概要

本件は、被上告人らが、被相続人の遺言により被相続人の遺産を相続した上告人に対し、民法（平成30年法律第72号による改正前のもの。以下同じ。）1031条による遺留分減殺請求権の行使に基づき、被相続人の遺産のうち土地について持分移転登記手続等を求める事案である。

上告人は、被上告人らに対し、被上告人らが遺留分減殺によって取得した土地の各持分について、民法1041条1項により価額の弁償をする旨の意思表示をした。

#### 〔参考〕

##### ○民法1031条

遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。

##### ○民法1041条1項

受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。

### 原判決及び争点

◇ 原判決は、上告人に対し、被上告人らが遺留分減殺によって取得した土地の各持分について、上告人が価額弁償金を支払わなかったことを条件とする持分移転登記手続を命ずるとともに、上記価額弁償金の支払を命ずるなどした。

◇ 本件の争点は、上告人に対して上記価額弁償金の支払を命ずることの当否である。

## 窃盗、電子計算機使用詐欺等被告事件について

### 事案の概要及び主な争点

- ◇ 本件は、いわゆる還付金詐欺に「出し子」として関与した被告人について、電子計算機使用詐欺の共謀共同正犯が成立するか否かが争われている事案である。
- ◇ 争いのある公訴事実の要旨は、氏名不詳者らが金融機関の従業員等になりすまして被害者らに電話をかけ、保険料の還付金等を受け取ることができると誤信させた上、振込送金の操作と気付かせないままATMで他人名義の預貯金口座に振込送金する操作を行わせ、同口座の残高を約773万円増加させて不実の電磁的記録を作り（電子計算機使用詐欺）、被告人が同口座のキャッシュカードを使用して、ATMから現金合計約722万円を引き出して窃取した（窃盗）というものであった。
- ◇ 被告人は、インターネットで知り合った氏名不詳者から、ATMから現金を引き出す「仕事」を依頼され、交付を受けた他人名義のキャッシュカードを所持してATM付近で待機し、電話で指示を受けて現金を引き出した。
- ◇ 被告人の行為につき窃盗が成立することに争いはない。

### 1 審判決及び原判決

- ◇ 1審判決（青森地裁八戸支部）は、被告人が電子計算機使用詐欺の具体的な内容を知らず、現金の引出しのみを担当したとしても電子計算機使用詐欺の共謀共同正犯が成立するとして、窃盗などの罪と併せて被告人を懲役4年に処した。これに対し、被告人が控訴した。
- ◇ 原判決（仙台高裁）は、被告人が電子計算機使用詐欺の実行行為を分担せず、その具体的内容を把握していなかったことなどから、氏名不詳者らとの意思連絡も正犯意思も認められないとして、1審判決を破棄し、電子計算機使用詐欺について無罪とし、窃盗などの罪で被告人を懲役3年6月に処した。そこで、検察官が上告した。

## 事務管理費用償還等請求事件について

## 事案の概要

市町村又は地方自治法上の一部事務組合である被上告人ら（第1審被告ら）は、その区域内で生じた一般廃棄物について、廃棄物処理業者に委託して、福井県にある上告人（第1審原告）の区域内に存する廃棄物最終処分場に搬入し処分していた。本件は、上告人が、被上告人らが搬入した一般廃棄物につき一般廃棄物処理基準に適合しない処分が行われたことにより、上記最終処分場から汚染水が漏出して周辺の河川に流入し、生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがあることから、被上告人らに代わってその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置として諸施設の設置工事等を実施し、被上告人らの事務の管理をしたと主張して、被上告人らに対し、事務管理に基づく費用償還請求等として、上記工事等の費用の一部に相当する金員の支払を求める事案である。

## 〔参考〕

## 民法

## （事務管理）

## 697条

- 1 義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下（中略）「管理者」という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。

## 702条

- 1 管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。

## 原判決及び争点

- ◇ 原判決は、上告人の請求をいずれも棄却すべきものとした。
- ◇ 最高裁における主な争点は、被上告人らが生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（支障の除去等の措置）を講ずる法的義務を負い上告人が民法697条1項所定の他人の事務の管理をしたといえるか否かである。

## 懲戒処分取消等請求事件外 1 件について

(①令和 6 年 (行ヒ) 第 214 号、②同年 (行ヒ) 第 241 号)

### 事案の概要

普通地方公共団体である上告人の消防職員であった①事件被上告人及び②事件被上告人は、任命権者である糸島市消防長から、訓練やトレーニングの際の部下に対する言動等を理由として、それぞれ停職 6 月の懲戒処分、懲戒免職処分を受けた。本件は、被上告人らが上記の各処分の各取消しを求め、②事件被上告人が国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を求める事案である。

### 〔参考〕

地方公務員法では、職員が同法等に違反した場合等においては、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる旨規定されており、上告人の条例では、停職の期間は 1 日以上 6 月以下とする旨規定されている (糸島市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例 (平成 22 年糸島市条例第 36 号) 4 条 1 項)。

上告人において定められている規程では、パワー・ハラスメントとは、他の職員に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与える言動又は職場環境を悪化させる言動をいうものとした上で、職員は、職員相互の人権を尊重し、ハラスメントをしてはならない旨規定されている (糸島市ハラスメントの防止等に関する規程 (平成 22 年糸島市訓令第 12 号) 2 条 2 号、5 条 1 項)。

### 原判決及び争点

- ◇ 原判決 (福岡高裁) は、被上告人らに対する上記の各処分は、いずれも重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠いており、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものであるとして、各取消請求を認容し、②事件被上告人については損害賠償請求の一部を認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、上記の各処分が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものであるか否かである。

## 行政処分取消等請求事件について

## 事案の概要

被上告人（第一審原告）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成26年法律第83号による改正前のもの。総合支援法）20条1項に基づき、介護給付費の支給決定に係る申請をしたところ、上告人（第一審被告）からこれを却下する処分（本件処分）を受けた。本件処分は、要旨、総合支援法7条に基づく調整を要するにもかかわらず、被上告人が要介護認定の申請をしないため、介護保険サービス（訪問介護）の量及び不足する障害福祉サービス（居宅介護）の量を算定することができないことを理由とするものであった。

本件は、被上告人が、本件処分が違法であるとして、上告人を相手に、本件処分の取消し及び支給決定の義務付けを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

## 【参考】総合支援法7条（抄）

自立支援給付<sup>※1</sup>は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付<sup>※2</sup>のうち自立支援給付に相当するものを受けるときは政令で定める限度（注：受けすることができる介護給付の限度）において、行わない。

<sup>※1</sup> 総合支援法の下で、障害者は、支給決定を受けることにより、自立支援給付（介護給付費の支給等）を受けすることができる。市町村民税非課税世帯に属する障害者や、いわゆる境界層該当世帯に属する障害者などについては、利用者負担なく、自立支援給付の対象となる障害福祉サービス（居宅介護等）を受けすることができる。

<sup>※2</sup> 介護保険法の下で、要介護状態にある65歳以上の者は、要介護認定を受けることにより、介護給付（居宅介護サービス費の支給等）を受けすることができる。介護給付の対象となる介護保険サービス（訪問介護等）の利用には、一定の利用者負担が生ずる。もっとも、上告人は、境界層該当世帯に属し利用者負担なく居宅介護を利用していた障害者であって65歳に達して介護保険の適用を受けようになったものを対象として、訪問介護等に係る利用者負担の全額を補助する措置（支援措置）を実施していた。

## 原判決及び争点

- ◇ 原判決（東京高裁）は、支援措置を受けて介護保険の利用料を全額免除されている障害者と、支援措置の対象外である被上告人との間には不均衡があり、上告人は当該不均衡を避ける措置をとるべきであったのにこれをとらなかったという意味において、本件処分には裁量権の行使を誤った違法があるなどと判断して、取消請求及び義務付け請求を認容し、損害賠償請求を一部認容した。
- ◇ 最高裁においては、本件処分の適法性が争われている。